

立教大学学術推進特別重点資金(立教 S F R)

大学院学生研究

2020年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院			文学 研究科	教育学 専攻
研究代表者 (2021年3月現在 のものを記入)	在籍課程・学年・学生番号			氏名	
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 1年 (学生番号: 20PF004D)			井出 大輝 印	
指導教員	所属部局・職			氏名	
	文学部・教授			有本 真紀 印	
自然・人文・社会の別	自然	人文	社会	個人・共同の別	個人・共同 名
研究課題	小学校における評価に関する歴史社会学的研究一言説と技術によって形成される児童観				
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2021年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年			氏名	
	文学研究科・教育学専攻・博士課程後期課程・1年			井出大輝	
研究期間	2020 年度				
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、学校教育において評価が児童に対する見方や働きかけを規定するようになった経緯を明らかにするために、近代学校の黎明期である明治期の評価に関する言説を分析するものである。特に本年度は、明治期の主要な評価方法である試験や、徳育に対応する評価として知られる操行査定に関する言説を収集・整理し、分析を行った。結果として、試験の変容過程からは、児童の知識習得のあり方が児童によって異なるものから均質的なものへと考えられるようになる経緯を、加えて道徳評価(操行査定)の変容過程からは、児童の将来の性格が予測不可能なものから発達状況や生育環境によって規定されるものへと考えられるようになる経緯を明らかにした。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 評価 } { 児童観 } { 歴史社会学 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、学校における評価が児童理解に役立つ側面だけでなく、児童に対する見方や働きかけを根本から規定する側面を有しているという、フーコーの「試験」論から得た視点から、評価の歴史を辿りなおすことを目的として掲げた。具体的には、近代学校の黎明期である明治期において、小学校における評価が児童への見方や働きかけをどのように定式化していったかを明らかにしようとした。成果として以下の4点が挙げられる。

① 明治前中期の小学校における進級試験の言説に関する研究

明治前中期における進級試験論の分析を通して、学制期には等級制を支えた進級試験が明治33年の小学校令では廃止されるに至る経緯を明らかにし、そこで想定される児童観がどのように変化したかを考察した。

学制が施行されてから第三次小学校令が出るまでの1872～1900年の間、小学校においては進級試験が実施されており、学年や学級は学力によって編制されていた。しかし、第三次小学校令において進級試験は廃止され、学年や学級は学力よりも年齢によって編制されるようになった。こうした制度変更の背後で、どのような議論が展開され、児童に対する見方がどう変化したか、その際、試験が学校や児童に対して果たす役割はどう変化したかを問いとして立てた。

また先行研究は、進級試験の廃止や年齢に基づく学級編制の成立を、歴史的社会的背景によって求められたものとして一方向的に説明するものの、そうした時代背景への変化に適合させるために、教育界の人々が試験の方法や制度をどう改善しようと議論したか、そうした議論のなかで試験の役割はどのように組み替えられていったかといった、制度と議論の双方向性を捉える視点は少なかつたため、本研究では制度変更を支えた教育界の議論に注目することとした。

教育界における進級試験の議論を対象にするために、東京師範学校関係者による書籍や、教育関係者が議論を展開した教育雑誌から史料を収集し、進級試験の論じ方やそこでの児童に対する考え方の変容過程を析出した。

分析の結果、進級試験の論じ方は、学校教育は児童の脆弱な心身や発達の順序に配慮して行われなければならないという観念がみられるようになってから大きく転換したことが分かった。その観念は、児童に過度の勉強を課していた進級試験を問題化を促すだけでなく、児童の知識習得の進捗には自然の順序があるという発想を可能にした。そして試験は、進級判定をするのではなく、むしろ児童の発達の順序という基準をもとに、児童個人の知識習得の進捗や教育実践の適切さを評価し、児童や教育実践に改善を促す役割を担うようになった。最後に、そうした変化の結果として、発達の順序を示すのに適合的な年齢が、学年や学級を編制する基準として採用されるようになったと考察した。本研究の成果は、下記の研究発表1にあたる。

② 明治中後期の小学校における操行査定の言説に関する研究

操行査定とは、明治中期から実践されるようになった道徳評価の方法である。操行査定に関する議論の分析を通して、この実践が初めは不要とされつつも、徐々に教育的意義が見出されていった経緯を明らかにし、そこで想定される児童観がどのように変化したかを明らかにした。

近年では道徳の評価に対して一定の教育的意義が見出されるのは前提となっているが、明治中期に徳育に対応する評価として成立した操行査定は、その実施を不要とするラディカルな批判を受け、その後操行査定の実施を規定する訓令は廃止されるに至るも、現場では実践され続けたという、特異な経緯をたどっている。そこで本研究は、操行査定の実施が不要なものから必要なものへと至る議論の展開を捉え、分析することで、操行査定にどのような役割が見出されるようになったのか、そのとき児童に対する考え方はどう変化したのかを問いとして立てた。この問いに答えることで、近年ではなぜ道徳の評価の実施が認められるのか、その仕組みを解明する手がかりが得ようと考えた。

また先行研究では、操行査定の成立が学校教育行政における徳育重視策や管理強化策の一環として説明されてきたが、教育界における議論の展開は時代背景だけで説明できるほ

研究成果の概要 (つづき)

ど単純なものではなく、それまで採ってきた考え方と折り合いをつけながら、新たな方法の積極的意義や運用の仕方を模索していくものであるから、本研究では操行査定に関する議論の展開を丹念に追うこととした。

教育界における操行査定論の変容過程を捉えるために、当時の二大教育雑誌として知られる『教育時論』や『教育報知』などから史料を収集し、分析した。

分析の結果、まず明治中期において操行査定が不要だと考えられていたのは、小学校段階の道徳性を査定しても、その児童の道徳性が将来まで持続するとは限らないと考えられたからだということが明らかとなった。一方、操行査定論において発達的な観念が導入され、児童は学年に応じて望ましい振る舞いをすることで段階的に望ましい人格を獲得していくという発想が見られてからは、小学校段階の道徳性への評価とその結果に基づく働きかけに意義が見出されるようになったと推察した。また、明治後期において「不良なる感化」が社会や家庭の問題として提示されるようになったことも、その望ましさの基準の妥当性を支えたと考察した。本研究の成果は、研究発表 2 にあたる。

2つの知見から言えることは、明治期における評価実践は、児童を選抜するときを利用される場合は強く批判されたにもかかわらず、その後の教育制度や実践の改善に役立つという意義が見出されるようになってからは、問題化されなくなると同時に、その後の学校教育の運営を方向づけるものとしての機能を果たすようになっていったことが分かった。

③ 明治末期の小学校における劣等児教育の言説に関する研究

上記のように、試験や操行査定は、児童個人の成績や教育実践の成果をはかり、発達の規範に適應するよう方向づける役割を負うようになり、評価の必要性も安定的に認められるようになっていったことが明らかになったが、一方で明治末期には、他の児童と同じような評価や働きかけでは望ましい成果が見込めない児童の存在、「劣等児」の問題が語られるようになっていった。そこで本研究では、劣等児に対する特別な評価方法が新たに整備されていく様相を捉えるために、上記同様、教育雑誌などから史料の収集・整理を行った。これまで集めてきた教育雑誌の記事を整理するだけでなく、学術的研究を多く掲載していた『児童研究』から、新たに劣等児に関する記事を収集した。

現状の整理段階で分かっていることは、明治末期において、劣等児の問題の原因特定の仕方や、対処法の決定の仕方がさまざまに整備されていったということである。これら史料については今後分析を行い、論文化を進める予定である。

④ フーコーの規律理論に関する研究

近代学校において評価が児童に対する見方や働きかけを定式化していった様相を捉えるための分析視角を精緻化するために、フーコーの規律に関する理論的研究を検討した。

まず、子ども観の歴史研究において規律理論を参照する意義を明確にするために、子ども社会学の理論書である A.プラウト(2005=2017)や D.オズウェル(2012)を参照した。後者についてはゼミへの参加を通して、さらなる理解を深めた。検討の結果として、評価という営みは、たんに言説として語られただけでなく、児童の身体に対する実体的な働きかけでもある点で、生物・技術・言説といった側面をもつ子どもの複層性に接近することができる格好の対象であることを確認した。

次に、1980年代の教育社会学研究においては権力を暴露するための視角として採用された規律理論を、近代社会が成り立つメカニズムを解明する理論として受容しなおす研究を参照し、現代の教育社会学研究においても規律理論を参照することに意義があることを確認した。これについては特に N.ローズ(1999=2016、2006=2014)や重田園江(2018)、田中耕一(2014)を参照した。結果として、個人への働きかけを特徴とする規律を、生権力のうちの人口(集団)の管理を特徴とする生政治(のちに統治性)に対置されるもう1つの極として理解することで、より豊かな分析概念となることを確認した。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて提出してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文

1. 井出大輝、「学級を編制する基準としての年齢観の成立—明治前中期小学校の進級試験論から—」『立教大学大学院教育学研究集録』、第17号、pp. 19-33、2021 (査読なし)

② 図書 なし

③ シンポジウム・公開講演会等の開催 なし

④ その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

2. 井出大輝、「人物評価論の変化に伴う児童観の変容—明治期操行査定論の分析を通して—」、日本教育社会学会第72回大会発表 (オンライン開催)、2020.09.05